

太田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づき、地区住民の行うコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図ることを目的に地区が行うコミュニティ活動事業に対して、補助金を交付するものとし、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 補助金の対象、補助対象事業費及び補助金の交付額については、予算の範囲内で、財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱に定めるところによる。

(その他)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の尾島町における財団法人自治総合センターの内定を受けた事業については、この要綱の対象事業とする。